

各種事務事業の取扱い（文化財関係）

各種事務事業の取扱い（文化財関係）について提案する。

平成16年1月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-6-6 各種事務事業の取扱い（文化財関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、郷土資料館管理のうち、利用条件等については、現行のとおりとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-6-6	各種事務事業の取扱い(文化財関係)	所 管	教育文化専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、郷土資料館管理のうち、利用条件等については、現行のとおりとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(協議会等)	新市においても必要であることから、合併時に加入するものとする。
2. 附属機関等	新市において、文化財の保護・活用等についての諮問機関として一本化する必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. 補助金等	郷土研究団体への支援は、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 郷土資料館管理	歴史や文化財等の遺物や資料の展示・公開を統一的行うことが必要であるため、合併時に石狩市に合わせるものとする。なお、各施設の利用条件等については、現行のとおりとする。
5. 文化財関係事務	3市村において、事務内容に大きな差異がなく、新市として統一的な事務を行うことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 関係団体(協議会等) (第8回現況調書93ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	該当なし	該当なし	全国史跡整備市町村協議会 全国市町村文化財保存整備協議会	新市においても必要であることから、合併時に加入するものとする。

2. 附属機関等 (第8回現況調書90ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附属機関	石狩市文化財保護審議会	厚田村文化財審議会	浜益村文化財調査委員会	新市において、文化財の保護・活用等についての諮問機関として1本化する必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3. 補助金等 (第8回現況調書91ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
郷土研究会補助金	石狩市郷土研究会補助金 (内容)地域の郷土史を調査研究している当該団体へ活動費の一部を補助する。	該当なし	該当なし	郷土研究団体への支援は、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

4. 郷土資料館管理（第8回現況調書92ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
施設	(仮)石狩市地域誌資料センター 平成16年4月開館予定	厚田村郷土資料室	浜益村郷土資料館	3施設において歴史や文化財等の遺物や資料の展示・公開を統一的に行うことが必要であるため、合併時に石狩市に合わせるものとする。なお、各施設の利用条件等については、現行のとおりとする。
開館時間	通年(毎週火曜日、年末年始休館) 9:00～17:00	5月1日～10月31日(毎週月曜日休館) 9:00～16:00	5月1日～10月31日(毎週月曜日休館) 10:00～16:00	
入場料	有料 詳細は未定	無料	・一般観覧料 大人(高校生以上) 300円 小人(小中学生) 150円 ・団体観覧料(10人以上の場合) 大人 150円、小人 100円	

5. 文化財関係事務（第8回現況調書93～95ページ参照）

3市村において、事務内容に大きな差異がなく、新市として統一的な事務を行うことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。